

司法書士による法律相談を受けられる方へ

以下の内容をお読みいただき、有効な相談時間としていただきますようお願いいたします。

- 1 この相談は限られた時間で、不動産登記や相続、借地借家、多重債務等の問題について、司法書士が考え方や解決方法をアドバイスするものです。
従って次に該当する相談はできません。
 - ① 具体的な問題や紛争がないのに、学問的な興味等で相談すること。
 - ② 既に調停中及び弁護士や司法書士に依頼されている案件について相談すること。また、書類の作成・添削、専門的な調査、案件の処理等もできません。
- 2 この法律相談は無料ですが、同じ内容についての相談は1回限りです。
- 3 なるべく多くの方にご利用いただくため、相談内容が異なる場合も1ヶ月以内はお申し込みいただけません。
- 4 相談時間は概ね30分間です。
- 5 この相談で担当司法書士の名前をお教えしたり、直接、案件処理等の依頼をしたりすることはできませんが、司法書士の紹介を希望される方は兵庫県司法書士会阪神支部のパンフレットをお渡ししますので、市民参画・協働推進課 市民相談係までお申し出ください。
- 6 相談内容の録音や録画はお断りしています。相談内容の記録にはご自身でメモをおとり下さい。
- 7 相談員が相談時に用いる相談票には、相談者の住所、氏名、電話番号を記載しますが、法律相談業務の実施及び適正な運用、個人情報を含まない形で作成する統計などの目的以外には使用しません。個人情報は固く守られます。
- 8 相談を受けられて、ご意見等がございましたら、
南館地下1階の市民参画・協働推進課 市民相談係（TEL 38-5401）までお申し出ください。